

おくやみハンドブック

霧島市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答える
だけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用
ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

霧島市では、ご遺族の皆様が届出等をしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

霧島市役所 ☎ 0995-45-5111 (代表)

事前準備について

霧島市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認



次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について



相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト



該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。下記二次元コードを読み取りぜひご活用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、霧島市役所へお越しください。



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類** (下記「本人確認書類について」参照)
- 認印** (※相続人代表及び喪主)
- 預貯金通帳、銀行届出印** (※相続人代表及び喪主、年金請求者)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなった方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの (年金手帳及び年金証書)**

- 国民健康保険資格確認書等、後期高齢者医療資格確認書**

※国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ

※亡くなった方の各種認定証 (限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等)

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの (葬祭の領収書、会葬礼状等)

- 介護保険被保険者証**

- 医療費助成受給資格証**

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

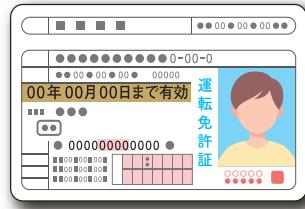
- 1点で本人確認できる書類 (顔写真付きに限る)**

運転免許証、運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 等

- 2点で本人確認できる書類**

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、
学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (42 ページ参照) 	
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	(45 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (45 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

霧島市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる	P.9
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入していたことがある	
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入しており、亡くなった方が生計を維持していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	夫であり結婚してから10年以上たっている	P.12
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.13
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.14 P.15
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証 (または限度額適用・標準負担額減額認定証) を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費等の給付を受けていた	P.17

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子ども	<input type="checkbox"/>	18歳に到達後最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害のある児童がいる	P.18
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園に入所している	P.19
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた	
福祉（障がい）	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費助成を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入・受給していた	P.11 P.26

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
税金	<input type="checkbox"/>	市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	126～250ccのバイク（軽二輪）を持っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	普通自動車を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車を持っていた	P.30
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	土地・登記家屋がある	P.31
	<input type="checkbox"/>	共有固定資産の代表になっていた	P.32
保介 險護 料	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.33
	<input type="checkbox"/>	税金等を口座振替で市に納めていた	
その他	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方	P.34
その他	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.35
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.36
ペット	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.37

1. 住民登録に関する手続き

 マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなった場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	市民課窓口グループ 内線 (1721・1723) ☎ 0995-64-0901

MEMO



印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって抹消します。 同時に、印鑑登録証(カード)は抹消となりますので、返納または破棄してください。	なし
手続き可能な人	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)	市民課窓口グループ 内線(1721・1724) ☎ 0995-64-0901

MEMO

2. 年金に関する手続き



国民年金に加入しており、その方によって生計維持されていた子どもと配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなった場合、その方によって生計維持されていた所定の条件を満たす子どもを持つ配偶者や、お子さんが受け取れます。	死亡から 5 年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のものも含む) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 死亡診断書 <input type="checkbox"/> 普通預金通帳 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 年金手帳 (ご遺族のものも含む)	請求者のお近くの年金事務所 保険年金課国民年金グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(1861・1862)



国民年金に加入していたことがある

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が、国民年金被保険者になったことがあり、死亡日の前日までに36ヶ月以上納付があるとき、生計同一関係がある遺族が受け取ることができます。なお、亡くなった方が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から 2 年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (亡くなった方との関係が分かるもの) <input type="checkbox"/> 普通預金通帳 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 年金手帳 (ご遺族のものも含む)	請求者のお近くの年金事務所 保険年金課国民年金グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(1861・1862)



厚生年金に加入しており、亡くなった方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなった場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください。	加治木年金事務所 ☎ 0995-62-3511 自動音声→1→2



国民年金に加入または受給していた

手続き 年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなった場合、年金の受給権者死亡届を年金事務所に提出する必要があります。	死亡から5年以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本か死亡診断書のいずれか <input type="checkbox"/> 年金証書	加治木年金事務所 ☎ 0995-62-3511 自動音声→1→2

2. 年金に関する手続き

 年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
亡くなった方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなった方の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	お問い合わせください。
年金を受給している方が亡くなった場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各共済組合へお問い合わせください。	手続き可能な人 三親等内のご遺族
※各年金制度によって手続きが異なります。	
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 普通預金通帳（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなった方との関係が分かるもの） <input type="checkbox"/> ほか（亡くなった方とご遺族の住所が異なる場合は第三者の証明書類が必要です）	各共済組合 または 請求者のお近くの年金事務所 または 保険年金課国民年金グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線（1861・1862）
共済年金のみの方は共済組合へご確認ください。 ※老齢厚生年金、老齢基礎年金を受給していた場合、市で手続きできる場合もあるのでおたずねください。	

 障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障がい者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	お問い合わせください。
必要なもの	手続き可能な人
お問い合わせください。	ご遺族
問い合わせ先	
	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線（2121・2123）

夫であり結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、120ヶ月以上の国民年金保険料の納付がある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができるものです。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	死亡から 5 年以内
手続き可能な人	継続した婚姻期間が10年以上ある妻
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 通帳等口座番号が分かるもの（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 年金手帳（ご遺族のものも含む）	保険年金課国民年金グループ 内線（1861・1862）

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなったとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
手続き可能な人	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	農業委員会事務局 振興農地グループ 内線（3503） ☎ 0995-64-0929

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、市役所または市民サービスセンターの窓口で返却していただくか、個人情報に留意し、各自処分していただきますようお願いします。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 資格確認書	保険年金課 後期高齢者医療グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(1881・1882)

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、葬祭執行者(喪主)に対して葬祭費2万円が支給される制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通帳等口座番号が分かるもの(喪主のもの) <input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬祭領収書 ※喪主以外に振り込む場合には委任状が必要です。	保険年金課 後期高齢者医療グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(1881・1882)

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合、葬祭執行者（喪主）に対して葬祭費2万円が支給される制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
手続き可能な人	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の資格確認書または資格情報のお知らせ（すでに返却済みであれば不要） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の氏名が確認できる書類（会葬礼状、葬祭領収書等） <input type="checkbox"/> 通帳等口座番号が分かるもの（喪主のもの） ※喪主以外に振り込む場合には委任状が必要です。	保険年金課 国民健康保険グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線（1871～1873）

手続き② 国民健康保険の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合、届出が必要です。	死亡から14日以内
手続き可能な人	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	保険年金課 国民健康保険グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線（1871～1873）

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなった方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（世帯全員分）	保険年金課 国民健康保険グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線（1871～1873）

MEMO



限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた

手続き 限度額適用認定証等の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなった場合には、認定証を返還していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証または 限度額適用・標準負担額減額認定証	保険年金課 国民健康保険グループ 内線(1871～1873)



特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返還

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなった場合には、受療証を返還していただく必要があります。	なし
手続き可能な人	ご遺族
<input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	保険年金課 国民健康保険グループ 内線(1871～1873) 後期高齢者医療グループ 内線(1881・1882)

4. 介護保険に関する手続き

 65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 介護保険被保険者証等の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の介護保険被保険者証について返却していただく必要があります。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合もあわせて返却していただく必要があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（※交付されていた方のみ）	どなたでも可 問い合わせ先 長寿介護課 介護保険グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線（2134・2135） ☎ 0995-64-0995

 高額介護サービス費等の給付を受けていた

手続き 高額介護サービス費等の相続人代表者届

手続き詳細	期 限
亡くなった方が、高額介護サービス費等の給付を受けていた場合に相続人代表者届を提出していただく必要があります。	サービス利用月の翌月から 2 年
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込先口座の通帳等	ご遺族 問い合わせ先 長寿介護課 介護保険グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線（2134・2135） ☎ 0995-64-0995

5. 子どもに関する手続き



18歳に到達後最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害のある児童がいる

手続き① 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	申請を受け付けた翌月分からの手当が発生します
必要なもの	手続き可能な人 問い合わせ先

- マイナンバー確認書類（ご遺族のもの）
- 戸籍謄本
- 口座番号確認書類（ご遺族のもの）

ご遺族

問い合わせ先

子育て支援課
子ども・子育てグループ
内線（2061～2064）
☎ 0995-64-0735

手続き② ひとり親家庭医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が亡くなったことにより、ひとり親家庭になり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	申請を受け付けた日以降の医療費が対象になります
必要なもの	手続き可能な人 問い合わせ先

- マイナンバー確認書類（申請者と子ども双方のもの）
- 戸籍謄本
- 口座番号確認書類（申請者のもの）

ご遺族

問い合わせ先

子育て支援課
子ども・子育てグループ
内線（2061～2064）
☎ 0995-64-0735

5. 子どもに関する手続き

 子どもが保育園に入所している

手続き 保育園等の手続き

手続き詳細	期 限
保育園・認定こども園等において登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ご遺族のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（ご遺族のもの）	子育て支援課 保育・幼稚園グループ 内線（2071～2075） ☎ 0995-64-0991

 児童手当を受給していた

手続き 児童手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。未払いの手当がある場合は請求書を出していただき、児童名義の口座に振り込みます。	亡くなった翌日から15日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（申請者及び児童のもの） <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（申請者のもの）	子育て支援課 子ども・子育てグループ 内線（2061～2064） ☎ 0995-64-0735



児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
<p>児童扶養手当の受給者が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。</p> <p>申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。</p>	<p>なし</p> <p>※新たに申請する場合は申請を受け付けた翌月分からの手当が発生します</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p>	<p>子育て支援課 子ども・子育てグループ 内線(2061~2064) ☎ 0995-64-0735</p>

MEMO

5. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなった場合】

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求が必要です。今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。	速やかに ※新たに申請する場合は申請を受け付けた翌月分からの手当が発生します
手続き可能な人	
	今後児童を養育する方
問い合わせ先	
□ 印鑑 (申請者のもの) □ 戸籍謄本 □ 口座番号確認書類 (申請者及び児童のもの)	子育て支援課 子ども・子育てグループ 内線(2061~2064) ☎ 0995-64-0735

【児童が亡くなった場合】

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	速やかに
手続き可能な人	
	ご遺族
問い合わせ先	
□ 印鑑 (ご遺族のもの)	子育て支援課 子ども・子育てグループ 内線(2061~2064) ☎ 0995-64-0735



ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた

手続き ひとり親家庭医療費助成の資格喪失届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成の受給資格を持っていた方が亡くなった場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	子育て支援課 子ども・子育てグループ 内線(2061～2064) 0995-64-0735



子ども医療費助成金受給資格者証を交付されていた

手続き 子ども医療費助成金受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
子ども医療費助成金受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成金受給資格者証	子育て支援課 子ども・子育てグループ 内線(2061～2064) 0995-64-0735

6. 福祉(障がい)に関する手続き

 身体障害者手帳を持っていた手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の身体障害者手帳について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

 療育手帳を持っていた手続き 療育手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の療育手帳について、市役所の窓口で返却していた だく必要があります。	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 療育手帳	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳について、市役所の窓口で返却していただく必要があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未支給手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していくいただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの)	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

6. 福祉(障がい)に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未支給手当請求書

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

重度心身障害者医療費助成を受給していた

手続き 重度心身障害者医療費助成受給資格証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未申請分の医療費があれば申請の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費助成受給資格証 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

障害者扶養共済制度に加入・受給していた

手続き 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 加入者の住民票 <input type="checkbox"/> 心身障害者の住民票の除票 <input type="checkbox"/> 障害者扶養共済制度年金証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類(ご遺族のもの)	障害福祉課障害福祉グループ または 隼人市民福祉課 各総合支所市民生活課 内線(2121・2123)

7. 税金に関する手続き

市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなった方に市県民税・森林環境税、国民健康保険税が課税されている場合、市県民税・森林環境税、国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相続開始を知った日から 3ヶ月以内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p>
手続き可能な人	
	相続人代表者
問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	<p>税務課市民税グループ 内線(1372~1377) ☎ 0995-64-0884</p>

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	<p>名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内</p>
手続き可能な人	
	相続人またはご遺族
問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 原付バイクのナンバープレート	<p>税務課市民税グループ 内線(1378) ☎ 0995-64-0884</p>



126～250ccのバイク(軽二輪)を持っていた

手続き 軽二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク(軽二輪)の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
手続き可能な人	手 続き 可 能 な 人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037



250cc超のバイク(小型二輪)を持っていた

手続き 小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量250cc超のバイク(小型二輪)の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
手続き可能な人	手 続き 可 能 な 人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037

7. 税金に関する手続き

 小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類 (ご遺族のもの) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車のナンバープレート	税務課市民税グループ 内線(1378) ☎ 0995-64-0884

 普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き(相続)

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については運輸支局にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
運輸支局にご確認ください	鹿児島運輸支局 ☎ 050-5540-2089 →入力後 037

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き(相続)

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要となります。 手続き方法については軽自動車検査協会にご相談ください。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
手続き可能な人	相続人またはご遺族
必要なもの	問い合わせ先
軽自動車検査協会にご確認ください	軽自動車検査協会鹿児島事務所 ☎ 050-3816-1761

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産（土地・家屋・償却資産）の納税義務者が亡くなった場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出です。 ※所有権移転登記がお済みでない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。 ※未登記家屋の所有者が亡くなった場合、「未登記家屋所有者変更届」をご提出ください。	相続開始を知った日から 3ヶ月以内
手続き可能な人	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
原則不要 ※資産や課税の状況を確認される場合は本人確認書類（相続人のもの）及び相続関係の分かるもの	税務課固定資産税グループ または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) 内線(1381~1386) ☎ 0995-64-0885

7. 税金に関する手続き

 土地・登記家屋がある

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	相続人であることを知った日から3年以内
必要なもの	問い合わせ先
法務局へご確認ください。	鹿児島地方法務局 霧島支局 ☎ 0995-45-0064 →入力後2

MEMO

共有固定資産の代表になっていた

手続き① 固定資産税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなった場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。	相続開始を知った日から3ヶ月以内
手続き可能な人	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課固定資産税グループ または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) 内線(1381~1386) ☎0995-64-0885

手続き② 固定資産の共有代表者の変更の手続き

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、変更の届出が必要です。	なし
手続き可能な人	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 共有固定資産代表者選任(変更)届	税務課固定資産税グループ または 各総合支所地域振興課 (隼人を除く) 内線(1381~1386) ☎0995-64-0885

7. 税金に関する手続き

 税金の納付が済んでいない手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなった方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。	納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納付書	収納課収納第2・3グループ 内線(1421~1428) ☎ 0995-64-0892

 税金等を口座振替で市に納めていた手続き 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなった方名義の口座から、市税等を振り替えていた場合は、振替口座の変更または停止の手続きが必要です。窓口または電話にて申し出てください。 今後の口座振替の取り扱いや、必要な手続きをご案内します。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(ご遺族のもの) ※以下、口座変更の場合必要なもの(金融機関窓口でのお手続きとなります) <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 口座の届出印	収納課収納第1グループ 内線(1411・1412) ☎ 0995-64-0892

8. 介護保険料に関する手続き

65歳以上の方

手続き 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>介護保険料の納入通知書や還付に関する書類は相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「介護保険料送付先届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「介護保険料送付先届」が提出されない場合、市が送付先を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納入義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。</p>	<p>相続開始を知った日から 3ヶ月以内</p> <p>※郵送で介護保険料送付 先届が届いた方は約2 週間以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p>	相続人代表者

MEMO

9. その他の手続き

上下水道を使用していた手続き **名義変更または閉栓手続き、使用者の変更手続き**

手続き詳細	期 限
亡くなった方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 ※電話にて手続き可能です。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなった場合、使用者の変更手続きが必要です。	速やかに
手続き可能な人	ご親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先 上下水道部お客様センター ☎ 0995-42-3500
なし	

MEMO

市営住宅に住んでいた

手続き 名義変更または世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなった方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建築住宅課または各総合支所市民生活課へお問い合わせください。どなたが亡くなったかにより、手続きが異なります。</p> <p>(1) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き</p> <p>(3) 入居名義の方以外が亡くなった場合 異動の手続き</p> <p>※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。 ※同居親族が亡くなった場合にも届出が必要となります。</p>	速やかに
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	<p>建築住宅課住宅グループ または 各総合支所市民生活課 内線（2811～2813） ☎ 0995-64-0909</p>

MEMO

10. ペットに関する手続き

 犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	犬を取得した日から30日以内
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境衛生課環境保全グループ 内線（1763） ☎ 0995-64-0950

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票謄本（本籍・続柄入り）またはマイナンバーカード、受取人の印鑑、振込先口座番号（当座貯蓄は除く）</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者に子（年齢制限あり）がいる場合は、国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1ヶ月以内	税務署に提出します。 加治木税務署 ☎ 0995-62-2161
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	霧島警察署 ☎ 0995-47-2110 鹿児島県 交通安全教育センター ☎ 099-266-0111
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	姶良保健所 ☎ 0995-44-7951
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	加治木税務署 ☎ 0995-62-2161
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記等	鹿児島地方法務局霧島支局 ☎ 0995-45-0064 入力後2
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

..... MEMO

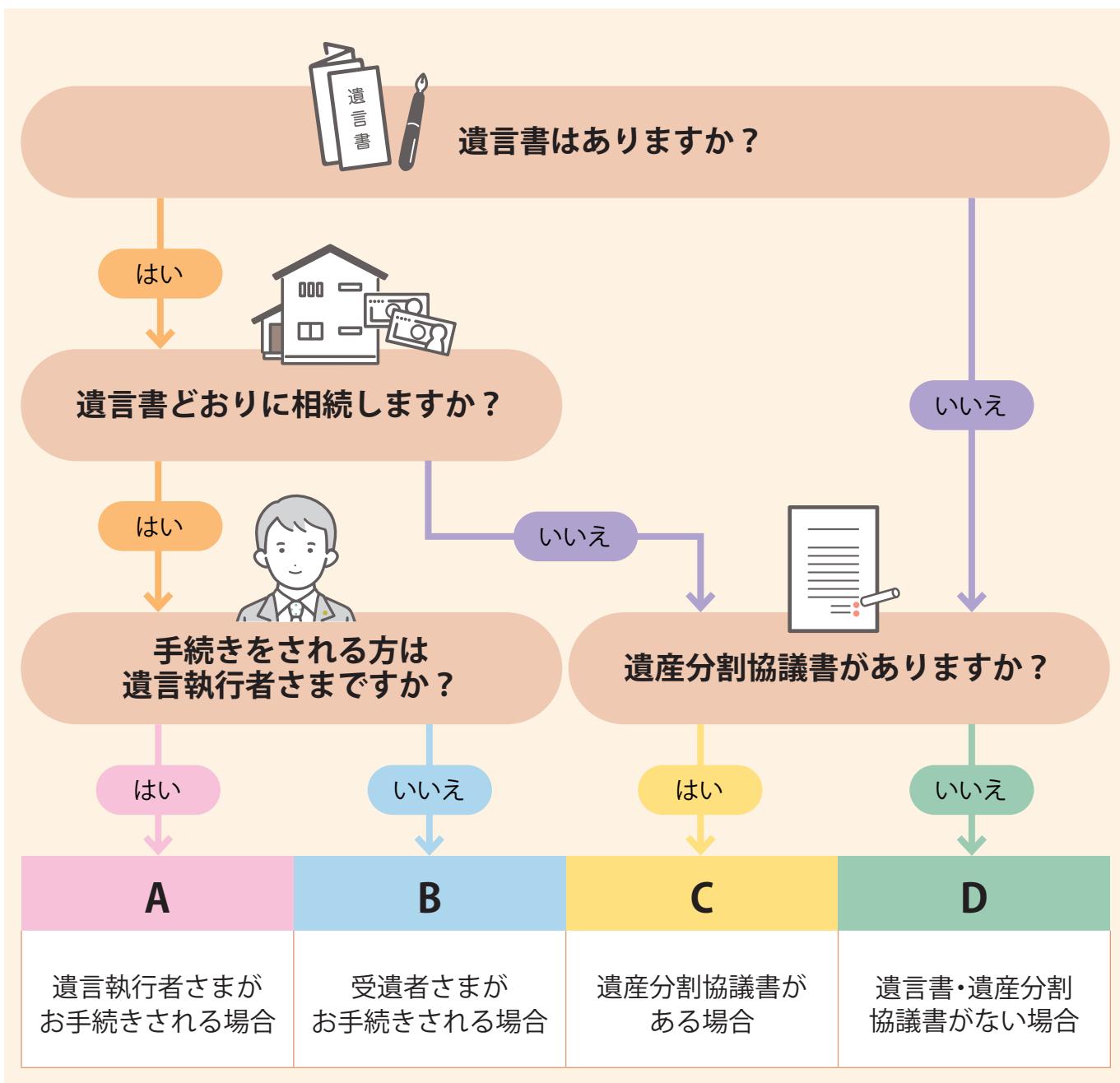
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合:遺言執行者分 ・遺言書がない場合:相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなった日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）

チェックリスト

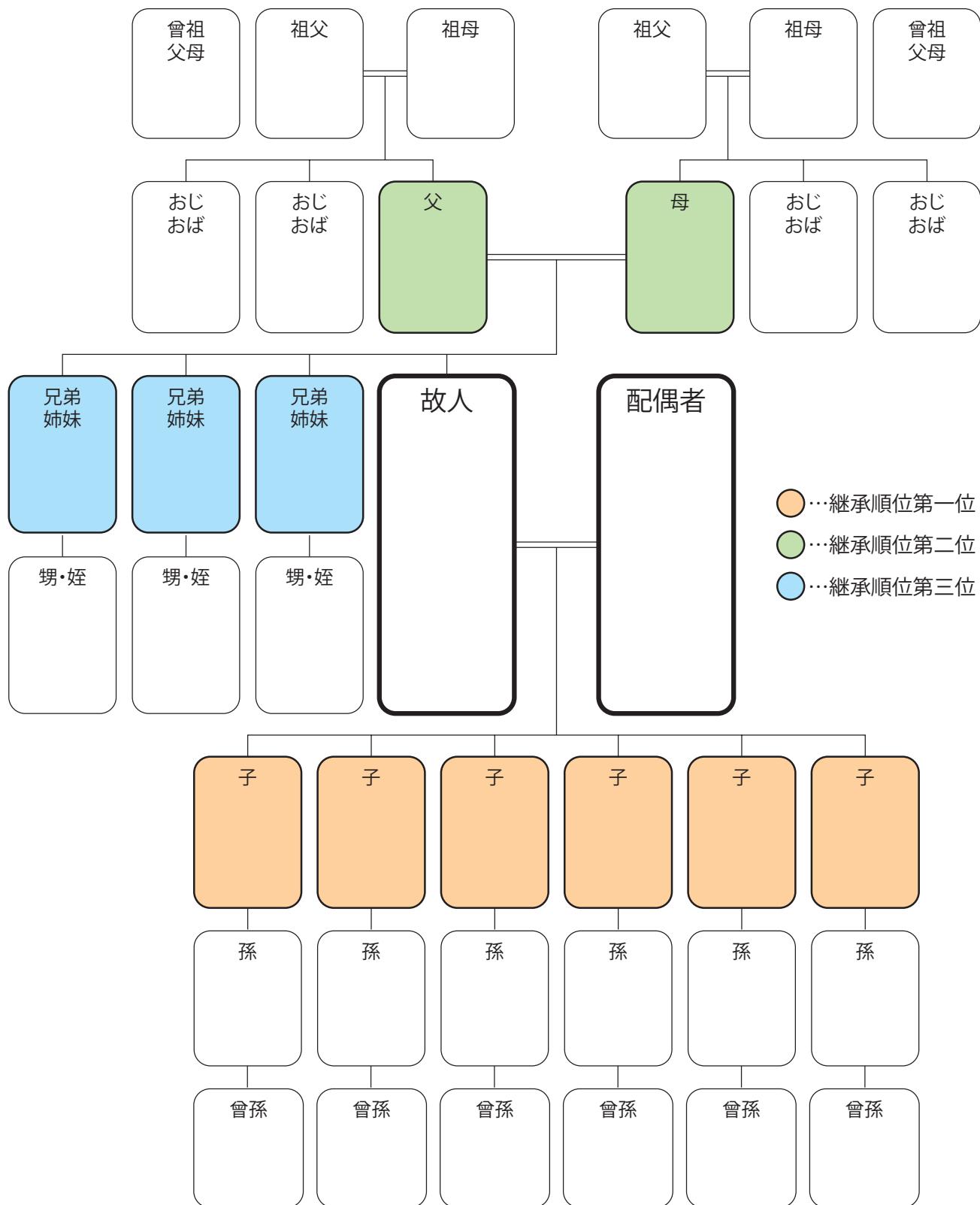
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**
しなければなりません。正当な理由がなく**義務に**
反した場合、10万円以下の過料の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

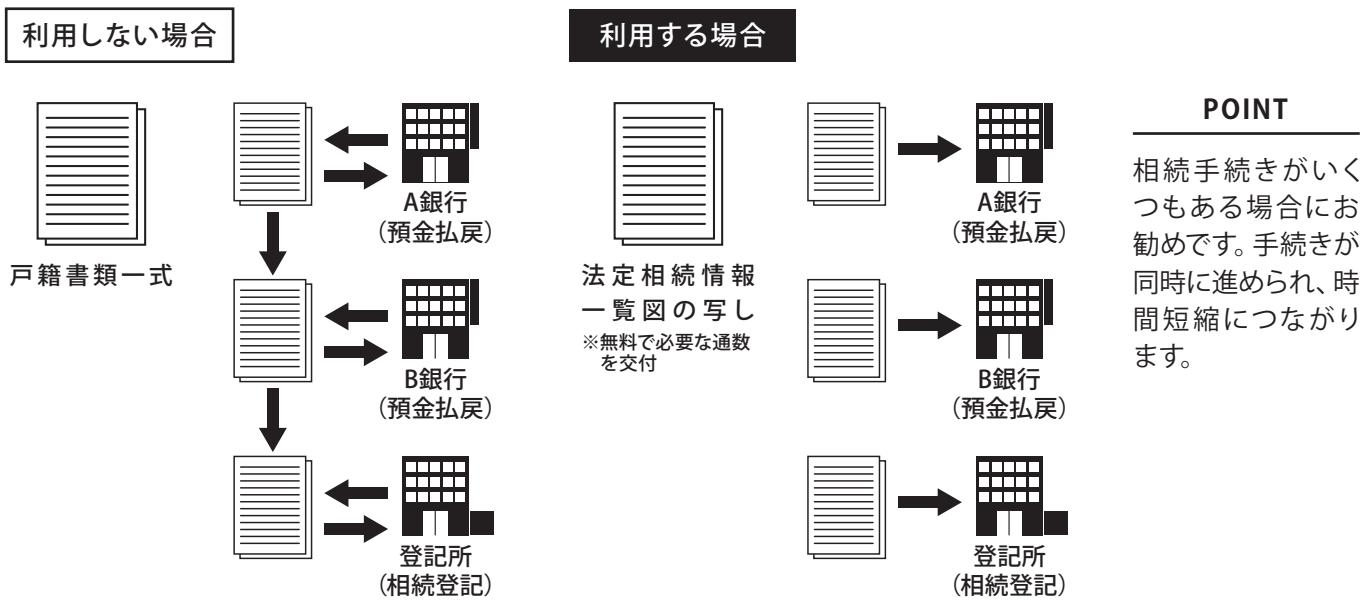
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



②確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

印

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ー

(宛先)霧島市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

お仏壇を暮らしの中に

あなたの生活に合わせて「自分スタイル」のご供養へ

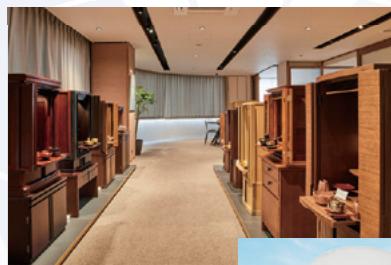


古い仏壇・仏具・遺影写真
整理致します

お仏壇の買替え、ご相談
たまわります

墓じまい・海洋葬も
おまかせください

各種カード決済対応



仏壇・仏具・神棚、厳選した商品を
多数ご準備しております。

新規
購入

買替え

神棚

仏具

仏壇整理

ホームページ



供養の窓口
供養ギャラリー みそら

有限会社天国 天国葬祭隼人みそらホール 2F

0120-734029

霧島市隼人町真孝 200 番 2

営業時間：10:00～18:00 定休日：なし

<https://tengokusousai.com/>



本誌ご持参で、500円のクーポン券贈呈

永代供養墓

生前購入ができます

御契約の半数は生前で購入されています。
購入後の管理費用は掛かりません。

195,000円~

価格は2025年12月現在のものです

- 家系を継ぐものがいない。
- 将来、お墓のことで子供に負担を掛けたくない。
- お墓の管理ができない方。
- お花の交換、日々のおつとめは当霊園が致します。
- 故人のお名前を石に刻む事により『生きた証』を残します。
改葬(お墓の引越し)の事や色々な手続きの事、何でもお聞きください。

ご見学会開催中!!

ご希望の方お急ぎ下さい。



神徒の方も安心下さい。宗旨、宗派は問いません。

憩



843,000 円~

墓誌、供物台別売

霧島



1,107,000 円~

墓誌、供物台別売

霧島モダンII



1,335,000 円~

墓誌、供物台別売

霧島モダン



1,257,000 円~

墓誌、供物台別売

創作



1,607,000 円~

墓誌、供物台別売

新想モダンII



1,685,000 円~

墓誌、供物台別売

縁モダン



2,247,000 円~

墓誌、供物台、灯籠別売

朝日1300



3,725,000 円~

墓誌、供物台、灯籠別売



大型駐車場完備・全区画バリアフリー

管理・環境・設備の整った美しい墓地を見学されませんか?

共に癒される ご先祖様との語らいの場

悠久乃丘 霧島霊園

〒899-5106 鹿児島県霧島市隼人町内山田1738番地37

TEL 0120-66-5001 FAX 0995-57-5000

許可番号 / 環第393号

相続手続きの お困りごとは

かぎんへ相談

豊富な経験と専門知識を
有する当行スタッフが、

財産に関する、
相続手続きを代行

いたします。

こんなお悩みやお困りごとは
ありませんか？

その①



仕事が忙しく、
平日なかなか時間が取れない。

その③



相続人が多い、
遠方在住で
なかなか集まれない。

その②



相続財産（金融機関）の種類
数が多く、負担が大きい。
何から手をつけてよいかわからない。

その④



高齢（体調不良等）で、
外出が難しい。



まずは、お気軽にご相談ください！

留意点

本商品は、所定の手数料等がかかり、内容によっては、お引き受けできない場合があります。ご検討にあたっては、「遺産整理業務パンフレット」をお客さまご自身で必ずお読みください。詳しくは、各本支店の窓口までお問い合わせください。

パンフレットは
コチラから！



詳しくは店頭またはホームページまで。
<https://www.kagin.co.jp/>



九州フィナンシャルグループ



はじめよう、あたらしいコト。
鹿児島銀行

発 行 霧島市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2026 年 1 月

